



# 社会福祉法人と株式会社の イコールフットイングについて

平成26年3月17日

公正取引委員会事務総局  
経済取引局調整課

## 現行制度

- 保育所の創設・増築・増改築等を行う場合の費用については、社会福祉法人に対して補助金が交付される。
  - 費用の負担割合は、国1/2, 市町村1/4, 設置者1/4 又は 国2/3, 市町村1/12, 設置者1/4
- 株式会社については、上記補助金は交付されない。
- 上記とは別に、自治体の単独事業として補助制度が設けられていることがあるが、株式会社は補助の対象としない例が見られる。



## 新制度

- 新制度では、施設の減価償却費の一定割合を「公定価格」(保育の実施に要する費用<sup>(※)</sup>)に組み込むこととされており、設置主体を問わず交付される。
- 他方、自治体の単独事業である補助制度については、引き続き、株式会社を補助の対象としない場合もあり得る。

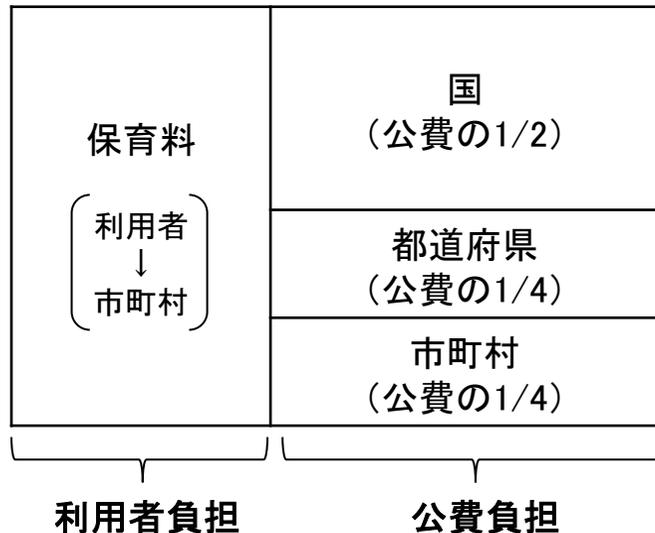
(※)「公定価格」の詳細は、4ページ参照

# 1. 補助制度(参考1)

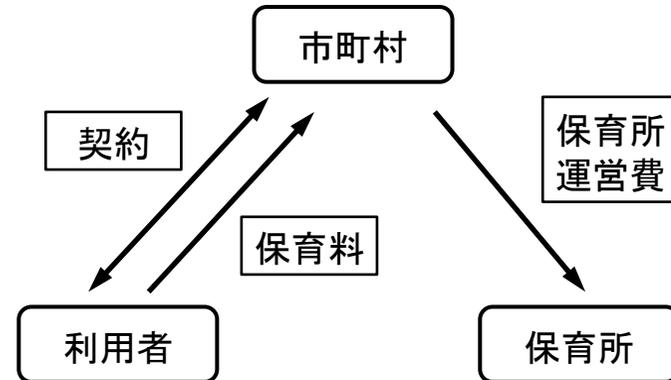
## 保育の実施に要する費用の負担の仕組み(現行制度)

- 私立保育所における保育の実施に要する費用(保育所運営費)は、市町村が支弁するものとされている。(保育所の設置主体を問わず支弁される。)
- 保育所運営費は、利用者負担(保育料)と公費負担により賄われており、利用者負担と公費負担の比率は概ね4:6となっている。
  - 公費の負担割合は、国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4
  - 保育料は、保護者の世帯収入等に応じて国の基準額が示されている。自治体によっては、独自に軽減している場合がある。

### 《保育所運営費の内容》



### 《仕組み》



## <参考>

### ◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一～四 (略)

五 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

六～十二 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第四号及び第七号から第十二号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十五条 都道府県は、第五十一条第一号から第三号まで、第五号及び第六号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一を負担しなければならない。

第五十六条 (略)

2 (略)

3 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第四号若しくは第五号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

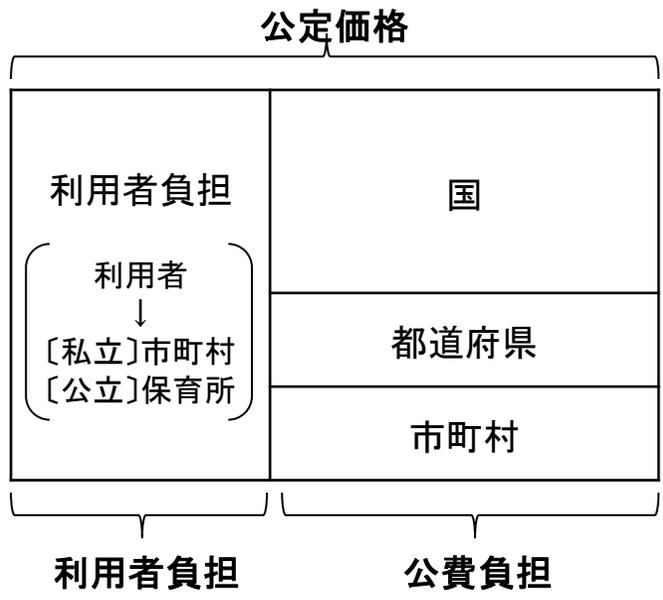
4～10 (略)

# 1. 補助制度(参考3)

## 保育の実施に要する費用の負担の仕組み(新制度)

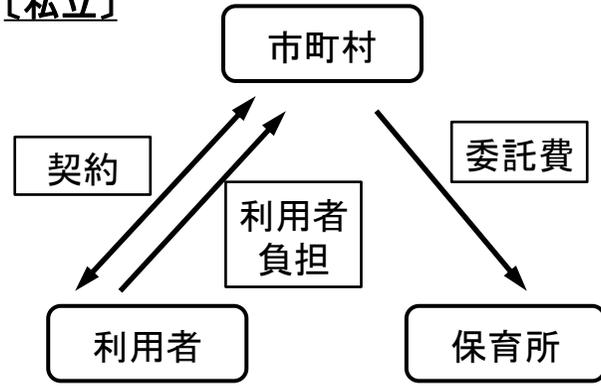
- 私立保育所における保育の実施に要する費用(公定価格)は、新制度においても、市町村が支弁するものとされている。
- 公定価格は、利用者負担と公費負担により賄われる。
  - 利用者負担額と公費負担額の具体的な水準等は検討中

《公定価格の内容》



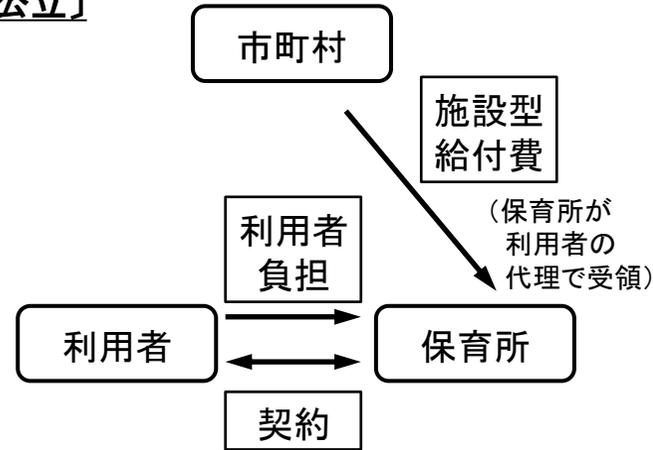
《仕組み》

〔私立〕



$$\text{委託費} = \text{公定価格} = \text{利用者負担} + \text{公費負担}$$

〔公立〕



$$\text{施設型給付費} = \text{公費負担} = \text{公定価格} - \text{利用者負担}$$

※利用者負担額と公費負担額の具体的な水準等は検討中

# 1. 補助制度(参考4)

## <参考>

### ◎子ども・子育て関連3法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一～四 (略)

五 第二十四条第五項又は第六項の措置<sup>(※)</sup>(都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村以外の者の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。)に要する費用

六～八 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第四号、第七号及び第八号を除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十五条 都道府県は、第五十一条第一号から第三号まで、第五号及び第六号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一を負担しなければならない。

第五十六条 (略)

2 (略)

3 第五十一条第四号又は第五号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

4～12 (略)

(※)保育所への入所等による保育の実施

# 1. 補助制度(参考5)

## <参考>

### ◎子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)

(市町村の支弁)

第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

三 (略)

(都道府県の負担等)

第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(次条第一項において「施設型給付費等負担対象額」という。)の四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(市町村に対する交付金の交付等)

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

2 (略)

# 1. 補助制度(参考6)

(前頁の続き)

(保育所に係る委託費の支払等)

附則第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子ども<sup>(※1)</sup>が、特定教育・保育施設<sup>(※2)</sup>(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育<sup>(※3)</sup>(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

2・3(略)

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

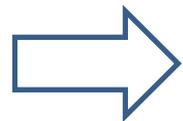
5～8 (略)

(※1)市町村から保育が必要との認定を受けた子ども

(※2)認定こども園・幼稚園・保育所の総称

(※3)認定こども園・幼稚園・保育所において受ける教育又は保育の総称

- 社会福祉法人と株式会社とでは、同様に保育所事業を行っていても、税制上の取扱いに違いがある。
  - 社会福祉法人の場合、法人税、住民税、事業税は原則非課税
  - 株式会社の場合、これらは課税
- 上記の取扱いは、新制度でも変更なし。



一部の事業者から、競争条件が平等ではないとの指摘がある

### <参考> 規制改革会議における検討

- 規制改革会議においても、介護・保育分野における経営主体間のイコルフットイングについて検討が行われている。

#### <参考> 平成26年2月28日「介護・保育事業等におけるイコルフットイング確立の更なる論点」(抜粋) (点線は事務局)

介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコルフットイングを確立すべきではないか。

#### 2. 財政措置の見直し

社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を展開するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

# 2. 税制(2)



## <各種法人に係る税制>

	社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人(認定NPO除く)	医療法人	社会医療法人	株式会社
法人税	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り、19%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り、19%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り25.5%課税(ただし、所得800万円まで19%(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%)であり、また、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り、25.5%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○課税 ・所得の25.5% (ただし、所得の800万円まで19%(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%)。持分ありの医療法人は資本金が1億円以下の場合に限る。)	○原則非課税 ※医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、19%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○課税 ・所得の25.5% (ただし、所得の800万円まで19%(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%)。資本金が1億円以下の場合に限る。)
道府県民税	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 2万円 ・法人税割 法人税の5% ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 2万円 ・法人税割 法人税の5% ※ただし、収益の90%以上を私立学校の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則課税 ※博物館の設置又は学術の研究を目的とする法人は非課税 ・均等割 2万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り、法人税の5%。(ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○課税 ・均等割 2万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り、法人税の5%	○課税 ・均等割 2~80万円 ・法人税割 法人税の5%	○課税 ・均等割 2万円 ・法人税割 医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、法人税の5%	○課税 ・均等割 2~80万円 ・法人税割 法人税の5%
市町村民税	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 5万円 ・法人税割 法人税の12.3% ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 5万円 ・法人税割 法人税の12.3% ※ただし、収益の90%以上を私立学校の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則課税 ※博物館の設置又は学術の研究を目的とする法人は非課税 ・均等割 5万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り、法人税の12.3%。(ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○課税 ・均等割 5万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り、法人税の12.3%	○課税 ・均等割 5~300万円 ・法人税割 法人税の12.3%	○課税 ・均等割 5万円 ・法人税割 医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、法人税の12.3%	○課税 ・均等割 5~300万円 ・法人税割 法人税の12.3%
事業税	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6% (ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	○社会保険診療に係る収入は基金に不算入、経費は損金に不算入となり、非課税 ※社会保険診療以外の業務により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超 6.6%	○原則非課税 ※医療保健業以外の業務により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超 6.6%	○課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超 800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%
固定資産税	○社会福祉事業の用に供する固定資産については原則非課税	○学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産は非課税 ○学校又は専修学校に係る寄宿舎の用に直接供する固定資産については非課税	○原則課税 ※社会福祉事業用、学術研究用固定資産、図書館、博物館等は非課税(収益事業は課税) ※所有する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋について課税標準を1/2とする(平成23年度分から平成26年度分までについて適用) ・税率 1.4%	○課税 ・税率 1.4%	○課税 ※一部の社会福祉事業又は特定医療法人による看護師等医療関係者養成所の用に供する固定資産は非課税	○課税 ※一部の社会福祉事業又は特定医療法人による看護師等医療関係者養成所の用に供する固定資産は非課税 ※救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産は非課税	○課税 ・税率 1.4%

【出所】厚生労働省「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」資料

(注)固定資産税については、保育所であれば設置主体を問わず非課税となっている。

- 法人形態で補助制度・税制が異なることにより、保育所の運営にどのような影響・違いが生じているか。
- 補助制度・税制の違いが、株式会社等の参入の阻害要因となっていないか。
- 社会福祉法人と株式会社等のイコールフットイングが図られると、どのような効果・影響があると考えられるか。